

阿蘇市における正当な理由の範囲

【正当な理由の範囲①】

居宅介護支援事業者の通常の事業の実施地域に訪問介護サービス等が各サービスごとでみた場合に5事業所未満（4事業所以下）である場合などサービス事業所が少数である場合。

【正当な理由の範囲②】

判定期間の1月当たりの平均居宅サービス計画件数が20件以下であるなど事業所が小規模である場合。

【正当な理由の範囲③】

判定期間の1月当たりの居宅サービス計画のうち、それぞれのサービスが位置付けられた計画件数が1月当たり平均10件以下であるなど、サービスの利用が少数である場合。

【正当な理由の範囲④】

サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業者集中していると認められる場合。

※紹介率最高法人の利用者のうち90%以上の利用者から「**居宅サービス事業所等の利用に関する理由書**」の提出を受け、提出された理由書のうち利用者の希望により適正に選択されたと判断できる割合が**90%以上**の場合とする。

※ 理由書提出一覧表 を添付してください

【正当な理由の範囲⑤】

その他正当な理由と市長が認めた場合。

（1）居宅サービス事業所等が特別地域加算を受けている場合

対象サービス：訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、福祉用具貸与
定期巡回・随時対応型訪問介護看護

（2）社会福祉法第78条の規定に基づく福祉サービス第三者評価を受け、特定事業所集中減算の判定期間にその結果が独立行政法人福祉医療機構のWAM-NET（ワムネット）に公表されており、その評価項目のうちa評価が50%以上（少数点第2位以下四捨五入）である事業所の場合

※ ワムネットの公表画面を印刷して添付してください。